

「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」の 改正（概要）について

平成 21 年 10 月
商務情報政策局
情 報 経 済 課

1．改正経緯

「個人情報の保護に関する法律」（以下、「保護法」という。）が平成 17 年 4 月に全面施行され、個人情報保護に関する国民の意識の高まりとともに事業者の取組も進んでいる一方、依然として社会的な耳目を引く個人情報漏えい事案が跡を絶たない状況にある。また、保護法に対する誤解等に起因して、必要とされる個人情報の提供までもが行われず、事業活動が抑制され、消費者等の利便性が図られない「過剰反応」と言われる状況も一部に見られている。これらの保護法施行後の諸状況と対応については、内閣府国民生活審議会で検討がなされ、「個人情報の保護に関する法律施行令」及び「個人情報の保護に関する基本方針」の一部改正等が行われている。

他方、一人一人の個性やニーズに応じたビジネス・サービス（パーソナライゼーションサービス）が展開されつつある昨今では、個人に関する情報の重要性がますます大きくなっており、有効な個人情報の利活用を進めていく上で、保護法の解釈のさらなる明確化等を望む声も高まっている。経済産業省では平成 19 年 12 月に「パーソナル情報研究会」を設置し、IT を活用して個人情報の管理や個人の特性に応じたサービスの提供を行うビジネスモデルが拡大する中、安全・安心を確保しつつ多様なサービスの提供を可能にするための課題につき検討を行ったところである。

このような状況を踏まえて、施行令及び基本方針の一部改正等に伴い、また、事業者が行う個人情報の適正な取扱いの確保や有用な個人情報の利用に関する活動を支援することを目的とし、ガイドラインの見直しを行った。

2．改正の主な内容

「個人情報の保護に関する基本方針」の一部変更への対応

平成 20 年 4 月に「個人情報の保護に関する基本方針」が一部変更されたことに伴う改正。

「個人情報の保護に関する法律施行令」の一部改正への対応

平成 20 年 5 月に、個人情報取扱事業者から除外される者の要件が改正されたことに伴う改正。

「個人情報保護に関するガイドラインの共通化について」への対応

各省庁において策定されている事業分野ごとのガイドラインの共通化について、

内閣府により平成20年7月に「全事業分野に共通するような標準的なガイドライン」が策定されたことに伴う改正。

「パーソナル情報研究会」で検討を行った各課題への対応

・ 性質に応じた個人情報等の取扱い

漏えい等をした場合の主務大臣等への報告について、ファクシミリやメールの誤送信の場合には、月に一回ごとにまとめて実施することができることとした。

・ 「事業承継」に係るルールの特例化

事業承継のための契約を締結するより前の交渉段階で、事業承継の相手会社から自社の調査（デューデリジェンス）を受け、自社の個人データを相手会社へ提供する場合は、当該データの利用目的及び取扱方法、漏えい等が発生した場合の措置、事業承継の交渉が不調となった場合の措置等、相手会社に安全管理措置を遵守させるため必要な契約をすることにより、本人の同意等がなくとも個人データを提供することができることとした。

・ 「共同利用」制度の利用普及に係る具体策

共同利用の事例として、企業ポイント等を通じた連携サービスを提供する提携企業の間で取得時の利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合を追加するほか、共同利用の際に本人に通知等をすべき情報のうち、これまで変更することができなかった情報（共同して利用される個人データの項目及び共同利用者の範囲）について、共同利用を行う事業者の名称のみの変更で当該事業者の事業内容に変更がない場合、共同利用を行う事業者について事業の承継が行われた場合や本人の同意を得た場合には、変更することができることとした。

その他

不正の手段により個人情報を取得している事例として、個人情報を提供する側の第三者提供制限違反又は不正取得を知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、当該個人情報を取得する場合を追加した。

以上